

| 質問の件名及び質問の要旨（質問時間） | 答弁を求める者 |
|--|---------|
| <p>1 国保は皆保険の下支えとなっているのでしょうか（60分）</p> <p>これまで私は一般質問で介護保険、貧困問題、後期高齢者医療の問題を取り上げ、鶴ヶ島市民が「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」を保障されているのかを明らかにしようとしてきました。一連の追求で明らかになったことは、貧困で苦しむ市民、医療を受けることができない市民が存在することは否定しないが、その人々に援助の手を差し伸べるには、そうした状態にある人々が「申請」をしなければ明らかにならないという事実でした。</p> <p>今回の一般質問では、「国保税の滞納」という現象を通して市民の貧困問題を考え、その対策を求めていきたいと思えます。</p> <p>いま、命を守るべき国民健康保険で財産が奪い取られ、そのために生活に困窮するという事態が全国で頻発しているそうです。本市で、そのようなことが起きているとは思いませんが、滞納国保税に対する差し押さえの実態はつかみにくいのが真相です。私も相談を受けて窓口に向ったことがあります。元本はやっと分割で完納したが莫大な延滞金を免除してはもらえず大変だと訴えられました。</p> <p>また、インターネット上には、「大学を出るも非正規で働き、贅沢をしているわけではないが国保料を払えない。このままでは差し押さえられるのだろうか」、「税金（市民税、府民税、国民健康保険料）の滞納で、差し押さえ通知が勤務先に来た。給料を差し押さえることなどあるのだろうか」、「通帳を記入したら給与のほぼ全額が差し押さえられていた」、「税を滞納しているのだが、児童手当を毎回差し押さえられている。滞納している自分が悪いのだけれど、役所から何の文書も来ていないのに……」などの声があふれています。</p> <p>私は、2014年から毎回、埼玉県社会保障推進協議会（略称：埼玉社保協）が行う「社保協キャラバン」に参加してきました。社保協キャラバンとは、埼玉社保協が毎年一回県内全市町村に訪問し、社会保障の施策に関して関連部局と懇談する取組です。毎回の埼玉社保協のアンケートに対して市執行部が回答しておりますので、その内容を参考に質問</p> | 市長 |

します。

(1) 2016年4月1日現在、市の世帯数30,009世帯、総人口70,019人となっています。その内、国保の加入世帯数は11,417世帯、被保険者数は19,272人となっています。社会保険、共済組合などその他の医療保険加入世帯の内訳はどうなっていますか。

(2) 国保加入世帯で65歳以上の高齢者だけで構成する世帯数は6,729、そのうち1人だけの世帯は1,790です。また、年齢階層別被保険者数は、零歳から14歳までが1,318人、15歳から64歳までが9,557人、65歳から74歳までが8,397人です。

高齢化の進展により65歳から74歳までの高齢者の「1人だけ世帯」は実数・構成率ともに増えると思われます。国保税の納付も難しくなるのではないのでしょうか。

(3) 滞納世帯は、2016年4月1日現在1,820世帯、滞納世帯率は15.9%となっています。この滞納世帯の所得別世帯数とここ数年間の推移を教えてください。

ア 100万円未満

イ 100万円～200万円未満

ウ 200万円～300万円未満

エ 300万円以上

(4) 滞納世帯に対する差押処分件数が2012年度257件、2013年度254件、2014年度193件、2015年度262件となっています。滞納世帯は、2014年1573世帯、2015年1967世帯、2016年1820世帯（いずれも4月1日現在の世帯数）となっています。

差押処分に至った滞納の内容と処分の要件を教えてください。

(5) 滞納世帯に対して資格証明書と期限6カ月の短期保険証が発行されますが、それぞれの発行要件と役割をお尋ねします。また、住所不明でない窓口留め置き of 証明書がありますが、どうしてでしょうか。

(6) 滞納に至る前に、窓口で相談に見える被保険者に対して、国保税の減免や窓口一部負担金の減免の制度もあると思うのですが、申

請を促すなどの働きかけはしているのでしょうか。

- (7) 国保税は所得割と均等割の2方式で賦課されますが、所得割における「所得」は「収入－必要経費（給与所得控除や公的年金控除など）－基礎控除」で計算されるため、もともと低所得者、多数家族、障害者・病人がいる世帯の所得割は高くなります。そのため、低所得者世帯の所得に占める割合は10%を超えてしまいます。

この現状を直視すれば、現在6億円を超える基金の取崩し、2015年度から始まった国の「保険者支援制度1700億円」、地方消費税の増額分を社会保障に充てる国の方針などを生かして、特に低所得者に対する税の軽減、免除を実施すべきではないでしょうか。

- (8) 市民には誰にでも医療を受ける権利があります。行政には、その権利を保障する役割があります。一般会計からの法定外繰入による施策や、市内医療機関に対して「無料低額診療機関」となるよう働きかけることで、さまざまな事情で国保制度から漏れている市民の医療を受ける権利も保障すべきではないでしょうか。

- (9) 6世帯に1世帯が相対的貧困に陥っているとされる現状を直視すれば、制度を支える収納業務は当然必要なことですが、同時に滞納に困惑している低所得者の実態に即して親身になって相談を受け、場合によっては福祉の担当部局と連携していくことも必要なのではないのでしょうか。相談を受けているのであれば、その件数とそれに対する支援の内容をお聞かせください。